

高知労働局 新卒者等就職・採用応援本部設置要領

1 目的

依然として厳しい経済・雇用情勢下において、高知県内の新規学校卒業者及び未就職卒業者（以下「新卒者等」という。）の就職環境は厳しく、1人でも多くの新卒者等が内定を得るためには、地域の関係者が緊密に連携し、地域の総力を挙げて就職支援を行う必要がある。このため、高知労働局に、公共職業安定所（以下「安定所」という。）・労働局、地方公共団体（商工労働部局、教育関係部局）、学校関係者（教育委員会担当者、学校の進路指導担当者）、産業界その他地域の新卒者等の雇用に関係している者（事業主団体及び労働者団体の担当者）で構成する「高知労働局新卒者等就職・採用応援本部」（以下「本部」という。）を設置し、労働局・安定所を中心とした、地域における新卒者等の就職・採用支援についての企画・調整等を行う。

2 構成

本部は次の者により構成する。

なお、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(1) 本部長 高知労働局長

(2) 副本部長

- ・高知県商工労働部副部長
- ・高知県教育委員会教育次長
- ・高知労働局職業安定部長（事務局長）

(3) 構成員

- ・高知労働局職業安定部職業安定課長
- ・高知労働局職業安定部職業対策課長
- ・高知労働局職業安定部地方訓練受講者支援室長
- ・高知公共職業安定所長
- ・高知県商工労働部雇用労働政策課長
- ・高知県文化生活部私学・大学支援課長
- ・高知県教育委員会高等学校課長
- ・高知市商工観光部産業政策課長
- ・四国経済産業局地域経済部産業人材政策室長
- ・国立大学法人 高知大学学務部学生支援課長
- ・高知県公立大学法人高知県立大学地域教育研究センターキャリア支援部会長
- ・高知県公立大学法人高知工科大学就職支援課長
- ・学校法人高知学園短期大学キャリアセンター長
- ・一般社団法人高知県専修学校各種学校連合会長
- ・高知県経営者協会事務局長
- ・高知県商工会議所連合会事務局長
- ・高知県商工会連合会事務局長
- ・高知県中小企業団体中央会事務局長
- ・日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長
- ・独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 高知支部長

3 業 務

- (1) 地域における新卒者等支援の実施状況の把握、必要な支援の企画
- (2) 地域における新卒者等の就職・採用状況等の調査・把握、分析等
- (3) 事業主団体等への雇用対策法に基づく青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針についての周知・啓発
- (4) その他、新卒者等の就職支援や就職後の職場定着、企業における学卒等の採用確保に資する事項の検討等

4 会 議

本部会議は、必要に応じて、本部長が召集し、これを主宰する。

5 運 営

本部の事務局は、高知労働局職業安定部職業安定課内に置く

附 則

この要領は、平成22年9月24日から施行する

この要領は、平成26年6月11日に改正し、同日から施行する。

この要領は、平成27年6月16日に改正し、同日から施行する。